

# 兵庫県公報

平成21年8月18日 火曜日 第2108号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

規 則	ページ
○ 農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則（農林経済課）	1
<b>告 示</b>	
○ 平成21年度消防設備士試験の実施（消防課）	2
○ 土地改良区の設立認可（農地整備課）	3
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（同）	4
○ 土地改良区営土地改良事業の計画変更の認可申請に係る決定及び関係書類の縦覧（同）	5
○ 土地改良法に基づく換地処分を行った旨の届出（同）	5
○ 保安林の指定予定（豊かな森づくり課）	5
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水質課）	6
○ 同 上（同）	9
○ 基本測量を実施する旨の通知（契約管理課）	12
○ 公共測量を実施する旨の通知（同）	12
○ 道路の位置指定（建築指導課）	12
<b>公 告</b>	
○ 軽油引取税に係る免税軽油使用者証及び免税証の無効公告（税務課）	13
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（都市計画課）	13
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（同）	13
○ 同 上（東播磨県民局）	15
<b>病院局辞令</b>	
○ 鈴木 由美子	16
<b>選挙管理委員会告示</b>	
○ 平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部改正	16
○ 平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正	17
<b>労働委員会公告</b>	
○ 兵庫県労働委員会あっせん員候補者の氏名、履歴等	19
<b>教育委員会告示</b>	
○ 博物館の登録事項の変更	21
<b>正 誤</b>	
○ 平成20年10月7日付け兵庫県公報号外中	21
○ 平成21年5月29日付け兵庫県公報第2085号中	21

## 公布された法令のあらまし

### ●農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則（規則第51号）

米穀の新用途への利用の促進に関する法律の施行により農業改良資金の貸付対象者に同法に基づき農業者等を支援するための措置を行う認定製造事業者等が追加され、償還期間の特例が設けられたことに伴い、所要の整備を行うこととした。

## 規 則

農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年8月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第51号

農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則

農業改良資金貸付規則（昭和36年兵庫県規則第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項に次の1号を加える。

- (3) 米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成21年法律第25号）第8条第1項に規定する認定製造事業者等（以下「認定製造事業者等」という。）

第4条中「又は1認定中小企業者」を「、1認定中小企業者又は1認定製造事業者等」に改める。

第6条第1項に次の1号を加える。

- (6) 米穀の新用途への利用の促進に関する法律第8条第2項に規定する資金

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の農業改良資金貸付規則の規定は、この規則の施行の日以後に貸し付ける農業改良資金について適用し、同日前に貸し付けられた農業改良資金については、なお従前の例による。

告 示

兵庫県告示第922号

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の8に規定する消防設備士試験を、財団法人消防試験研究センターに委任して次のとおり実施する。

平成21年 8月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 試験日時

期 日	時間帯	試 験 の 種 類	試験時間
平成21年 11月15日（日）	午前	甲種第1類、第2類、第3類、第5類	午前9時30分から 午後0時45分まで
		乙種第1類、第2類、第3類、第5類、第6類	午前11時から 午後0時45分まで
	午後	甲種第4類	午後1時40分から 午後4時55分まで
		乙種第4類、第7類	午後1時40分から 午後3時25分まで

（注意）同一時間帯で2種類以上の受験は認めない。

- 2 試験場所

兵庫県立大学姫路書写キャンパス 姫路市書写2167

- 3 試験

消防法第17条の8第1項に規定する試験を行う。

- (1) 筆記試験

消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第33条の10第2項に掲げる科目について試験を行う。

- (2) 実技試験

消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置及び維持に必要な技能について筆記により試験を行う。

- 4 受験資格

- (1) 甲種

消防法第17条の8第4項の規定に該当する者

(2) 乙種

受験資格は問わない。

5 受験手続

(1) 提出書類等

ア 受験願書

次の場所で9月上旬から配布する。

県下各消防本部(署)、県下各県民局、姫路市役所家島事務所、兵庫県企画県民部災害対策局消防課及び財団法人消防試験研究センター兵庫県支部

イ 写真1枚(縦3センチメートル、横2.4センチメートル)

(2) 資格証明書類

ア 甲種消防設備士試験受験者

受験資格を有することを証明する書類

イ 試験科目免除者

消防法施行規則第33条の11第1項から第6項に該当することを証明する書類

(3) 受付期間及び受付方法

ア 受付期間 平成21年9月24日(木)から同年10月2日(金)まで

イ 受付方法 ○郵送の場合

郵送の場合は、簡易書留等、送達確認可能な方法で送付すること(受付最終日消印有効)。

○持参の場合

上記期間内で土曜日及び日曜日を除く午前9時から午後5時までとする。

なお、記載内容及び提出書類に不備がある場合は受理しない。

ウ 提出先 財団法人消防試験研究センター兵庫県支部

(4) 手数料

ア 甲種 5,000円

イ 乙種 3,400円

指定の用紙で郵便局にて払込みの上「郵便振替払込受付証明書」(受験願書添付用)を受験願書に貼り付けること。

なお、受験願書受付後は原則として手数料の返還は認めない。

6 合格及び不合格の発表

平成21年12月14日頃、財団法人消防試験研究センター兵庫県支部窓口に公示するとともに受験者全員に郵便で通知する。

7 受験についての問い合わせ先

財団法人消防試験研究センター兵庫県支部

〒650-0011 神戸市中央区下山手通5丁目12-7 協和ビル5階

電話 (078) 361-6610



兵庫県告示第923号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第10条第1項の規定により、次の土地改良区の設立を認可した。

この認可について不服がある場合には、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この認可の取消しの訴えを提起することができる。

平成21年8月18日

兵庫県知事 井戸敏三

土地改良区の名称	事業名	地区名	認可年月日
湊里土地改良区	県営土地改良事業で造成された施設の維持管理事業	湊里地区	平成21年8月5日



## 兵庫県告示第924号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の新任及び就任の届出があった。

平成21年 8月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

## 1 新田東部土地改良区

## 退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	田 中 久 隆	豊岡市中谷482番地
同	岡 田 富 雄	同 市大篠岡433番地
同	森 垣 哲 男	同 市河谷887番地
同	松 井 昭太郎	同 市中谷536番地
同	松 岡 洋	同 市河谷679番地
同	田 垣 泰	同 市大篠岡444番地
同	岡 田 晴 夫	同 市河谷867番地
監 事	岡 本 明 夫	同 市大篠岡330番地の1
同	小 島 昭 則	同 市中谷931番地の1

## 就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	田 中 久 隆	豊岡市中谷482番地
同	松 岡 洋	同 市河谷679番地
同	岡 田 富 雄	同 市大篠岡433番地
同	岡 田 晴 夫	同 市河谷867番地
同	田 井 正 己	同 市大篠岡677番地の2
同	田 淵 守	同 市中谷500番地
同	松 岡 武 司	同 市河谷701番地
監 事	浦 口 秀 明	同 市中谷557番地
同	岡 本 明 夫	同 市大篠岡330番地の1

## 2 草谷川土地改良区

## 退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	辰 巳 久 種	加古郡稲美町下草谷44番地の1
同	藤 本 幸 男	同 郡同 町草谷1090番地
同	魚 住 伸 男	同 郡同 町草谷274番地の2
同	長谷川 寛	同 郡同 町下草谷21番地の2
同	長谷川 正 良	同 郡同 町下草谷68番地の9
同	井 澤 日出夫	同 郡同 町下草谷401番地の59
同	大 竹 正	同 郡同 町草谷304番地の1の1
同	魚 住 利 信	同 郡同 町草谷249番地
同	宮 本 一 生	同 郡同 町草谷233番地の4
同	宮 本 利 幸	同 郡同 町草谷234番地
同	藤 本 泰 三	同 郡同 町草谷531番地
同	魚 嶋 孝 司	同 郡同 町草谷947番地の2
同	平 石 勝	同 郡同 町下草谷401番地の90
監 事	井 澤 昭 夫	同 郡同 町下草谷218番地
同	前 川 明 彦	同 郡同 町草谷243番地
同	魚 住 敏 孝	同 郡同 町草谷1077番地の2

## 就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	藤 本 幸 男	加古郡稲美町草谷1090番地

同	井 澤 昭 夫	同 郡同	町下草谷218番地
同	魚 住 伸 男	同 郡同	町草谷274番地の2
同	井 澤 重 幸	同 郡同	町下草谷113番地
同	井 澤 吉 清	同 郡同	町下草谷120番地の1
同	井 澤 忠 次	同 郡同	町下草谷401番地の113
同	平 石 勝	同 郡同	町下草谷401番地の90
同	前 川 茂 樹	同 郡同	町草谷261番地
同	亀 尾 信 行	同 郡同	町草谷285番地の3
同	魚 住 哲 夫	同 郡同	町草谷1147番地の7
同	魚 住 雅 信	同 郡同	町草谷238番地
同	鷲 野 和 典	同 郡同	町草谷678番地
同	藤 本 正 幸	同 郡同	町草谷732番地の1
監 事	魚 住 敏 孝	同 郡同	町草谷1077番地の2
同	大 竹 博 昭	同 郡同	町草谷302番地
同	井 澤 一 雄	同 郡同	町下草谷216番地



**兵庫県告示第925号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の土地改良区に係る土地改良事業の計画変更認可申請については、適当と決定したので、同条第6項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成21年 8月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
下内膳土地改良区	基盤整備促進事業 (一般型)	下内膳地区	平成21年 8月18日から 同 年 9月 7日まで	洲本市役所



**兵庫県告示第926号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定により、次の市から換地処分を行った旨の届出があった。

平成21年 8月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

市の名称	地区名
淡路市	津名御所地区



**兵庫県告示第927号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成21年 8月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所  
美方郡新温泉町古市字家ノ奥27の1、28から30まで、32の1、33の1
- 2 指定の目的  
水源のかん養
- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
  - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第928号**

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成21年 8月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
株式会社カネカ高砂工業所  
高砂市高砂町宮前町1番8号  
取締役常務執行役員高砂工業所長 叶 敏 次
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
株式会社カネカ高砂工業所  
高砂市高砂町宮前町1番8号

## (3) 特定施設に関する事項

種	類	21号イ 湿式紡糸施設	21号ハ 原料回収施設		
能	力	樹脂 2 t/時	注加水60m <sup>3</sup> /時		
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後	同 左		
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後1.5箇月	着手後 1 箇月		
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後	同 左		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続	同 左		
使用時間の季節的変動の概要		なし	同 左		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区 分	通常	最大	通常	最大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	6～8	5～9	6～8	6～8
	化 学 的 酸 素 要 求 量 (単位 mg/L)	800 未満	800	30 未満	30
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	15 未満	15	10 未満	10
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	6 未満	6	1 未満	1
	り ん 含 有 量 (単位 mg/L)	0.55 未満	0.55	0.1 未満	0.1
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	10 未満	10	1 未満	1
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日)		1,450 未満	1,450	1,364 未満	1,364

備考 既設特定施設を廃止し、他工程において節水対策を講じ、一部の汚水等の処理を外部業者に委託するとともに他工程で変更を行うため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

33号イ 縮合反応施設 (No. 1、2)		33号イ 縮合反応施設 (No. 3)		33号ロ 水洗施設	
樹脂20 t / 日 / 基		1,500 L / 回		ろ過面積15.4m <sup>2</sup>	
同 左		同 左		同 左	
着手後1.5箇月		着手後2箇月		着手後1箇月	
同 左		同 左		同 左	
同 左		35時間 / 回 / 月		24時間連続	
同 左		同 左		同 左	
通常	最大	通常	最大	通常	最大
4～5	4～5	6～8	6～8.5	4～6	4～6
100 未満	100	7	13	341 未満	341
100 未満	100	5	6.5	155 未満	155
180 未満	180	2	4	365	415
2 未満	2	0.1 未満	0.1	2	4
1 未満	1	2	4	10 未満	10
2 / 2 基	2 / 2 基	17.2	21.6	1,425 未満	1,425



2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成21年 8月18日から同年 9月 8日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水質課及び高砂市生活環境部環境政策課



**兵庫県告示第929号**

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成21年 8月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
東洋化成工業株式会社高砂工場  
高砂市曾根町2900  
工場長 妹 尾 敏 昭
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
東洋化成工業株式会社高砂工場  
高砂市曾根町2900

## (3) 特定施設に関する事項

種 類	46号ニ 廃ガス洗浄施設 (No. 1)	46号ニ 廃ガス洗浄施設 (No. 2)			
能 力	容量 535L	容量 525L			
工 事 着 手 予 定 年 月 日	既 設	同 左			
工 事 完 成 予 定 年 月 日	既 設	同 左			
使 用 開 始 予 定 年 月 日	許可後	同 左			
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間連続	同 左			
使用時間の季節的変動の概要	な し	同 左			
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大
	水素イオン濃度 (水素指数)	7～8	7～8	1～5	1～5
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	1,000	2,500	1,000	2,500
	浮遊物質 (単位 mg/L)	100	150	100	150
	窒素含有量 (単位 mg/L)	10	15	10	15
	りん含有量 (単位 mg/L)	1	2	1	2
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	30	50	30	50
	ジクロロメタン (単位 mg/L)	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日)	0	0.2	0	0.2	

備考 汚水等の処理は外部業者に委託するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

46号ニ 廃ガス洗淨施設 (No. 3)		46号ニ 廃ガス洗淨施設 (No. 4)	
容量 120L／基		同 左	
同 左		同 左	
同 左		同 左	
同 左		同 左	
同 左		同 左	
同 左		同 左	
通常	最大	通常	最大
7～8	7～8	1～5	1～5
1,000	2,500	1,000	2,500
100	150	100	150
10	15	10	15
1	2	1	2
30	50	30	50
0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満
0	0.06	0	0.06

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成21年 8月18日から同年 9月 8日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水質課及び高砂市生活環境部環境政策課



兵庫県告示第930号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成21年 8月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 作業種類

基本測量（精密水準測量、基準点測量及び基準点現況調査）

2 作業期間

平成21年 9月 1日から平成22年 3月25日まで

3 作業地域

(1) 精密水準測量

尼崎市及び西宮市

(2) 基準点測量

たつの市、淡路市、神崎郡神河町及び同郡市川町

(3) 基準点現況調査

神戸市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、伊丹市、加古川市、西脇市、宝塚市、三木市、川西市、小野市、三田市、加西市、篠山市、丹波市、南あわじ市、淡路市、加東市、川辺郡猪名川町、多可郡多可町、加古郡稲美町及び同郡播磨町



兵庫県告示第931号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、姫路市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成21年 8月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 作業種類

公共測量（2級基準点 1点設置）

2 作業期間

平成21年 8月10日から同月28日まで

3 作業地域

姫路市網干区新在家地域



兵庫県告示第932号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。なお、その関係図書は、平成21年 8月18日から淡路県民局洲本土木事務所建築課において縦覧に供する。

平成21年 8月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	道 路 の 位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H21淡路位置 0002号	21. 8. 3	洲本市下内膳字扇197番の一部	6.00	20.00

公 告

**軽油引取税に係る免税軽油使用者証及び免税証の無効公告**

次に掲げる免税軽油使用者証及び免税証は、紛失の日から無効とする。

平成21年 8月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

免税軽油使用者証

業種	記号・番号	有効期限	免税軽油使用者証に記載された使用者の住所及び氏名	交付県民局	紛失年月日
漁船以外の船舶	A4759	平成22年 5月25日	加古川市新神野3丁目15-15 武 田 昭 義	東播磨県民局	平成21年 6月17日
同上	A4911	平成22年 7月31日	加古郡稲美町中村625-70 小 川 裕 三	同 上	平成21年 7月5日

免税証

種類	用途	記号・番号	有効期限	枚数	免税証に記載された販売業者の所在及び名称	交付県民局	紛失年月日
20リットル券	漁船以外の船舶	H21 1797793 ～ H21 1797828	平成21年 10月31日	36	加古川市志方町投松366-1 株式会社 アペックスコーポレーション	東播磨県民局	平成21年 6月17日

~~~~~  
**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成21年 8月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
相生市那波大浜町227番14、228番、229番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
姫路市余部区上余部259番地の1  
株式会社サンヨー住販 代表取締役 圓 尾 真 造
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成20年11月13日  
兵庫県指令西播（建）第1-12号（20相生）

~~~~~  
**大規模小売店舗の新設に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成21年 8月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 (仮称) ロックシティ姫路  
 所在地 姫路市延末字狭間435-3ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 名称 ロック開発株式会社  
 代表者の氏名 羽 間 和 彦  
 住所 東京都千代田区神田佐久間河岸67
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 名称 マックスバリュ西日本株式会社  
 代表者の氏名 藤 本 昭  
 住所 姫路市北条口四丁目4番地  
 外未定
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
 平成22年9月1日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
 13,007平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数  
 920台
  - (2) 駐輪場の収容台数  
 380台
  - (3) 荷さばき施設の面積  
 461平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量  
 75.4立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
マックスバリュ西日本株式会社 外未定	24時間営業	

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
 24時間
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数  
 出入口1箇所、入口2箇所、出口2箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
 午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日  
 平成21年8月6日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民局姫路土木事務所まちづくり建築課
  - (2) 縦覧期間  
 平成21年8月18日から4月間
- 10 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限  
 平成21年12月21日
  - (2) 提出先  
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗の新設に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成21年 8月18日

東播磨県民局長 大 鳥 裕 士

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 (仮称) コープ東神吉  
 所在地 加古川市東神吉町神吉881ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 名称 生活協同組合コープこうべ  
 代表者の氏名 浅 田 克 己  
 住所 神戸市東灘区住吉本町一丁目 3 番19号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 名称 生活協同組合コープこうべ  
 代表者の氏名 浅 田 克 己  
 住所 神戸市東灘区住吉本町一丁目 3 番19号
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
 平成22年 4月 1日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
 1,623平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数  
60台
  - (2) 駐輪場の収容台数  
55台
  - (3) 荷さばき施設の面積  
78平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量  
10.7立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
生活協同組合コープこうべ	午前 9 時	午後 9 時50分

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前 8 時30分から午後10時まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数  
入口 2 箇所、出口 2 箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前 6 時から午後10時まで
- 8 届出年月日  
平成21年 7月31日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課
- (2) 縦覧期間  
平成21年8月18日から4月間
- 10 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限  
平成21年12月21日
  - (2) 提出先  
東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課  
〒675-8566 加古川市加古川町寺家町天神木97-1

病 院 局 辞 令

平成21年 8月 1日付

(県立がんセンター診療部精神科部長兼県立尼崎病院診療部精神科部長)

鈴 木 由 美 子

県立尼崎病院診療部精神科部長兼務を免ずる

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

兵庫県選挙管理委員会告示第79号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により、市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設に関し、既に指定した施設の指定を取消した旨の報告があったので、平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成21年 8月18日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 村 上 寿 浩

表洲本市の項中

「

洲本市	桑間会館	洲本市桑間1丁目5-14
	洲本市物部コミュニティ消防センター	洲本市上物部2丁目3-11

を

「

洲本市	洲本市物部コミュニティ消防センター	洲本市上物部2丁目3-11
-----	-------------------	---------------

に改め、

「

	五色台運動公園 体育館	洲本市五色町鳥飼浦 2613
	老人福祉センター 堺会館	洲本市五色町上堺 692-8

を

「

	五色台運動公園 体育館	洲本市五色町鳥飼浦 2613
--	-------------	----------------

」



に改める。



**兵庫県選挙管理委員会告示第80号**

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条並びに漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号（最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第14条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。）の規定により、不在者投票のできる施設の指定及び既に指定した施設に関し、指定内容の変更及び指定の取消しがあったので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成21年 8月18日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 村 上 寿 浩

1 病院及び介護老人保健施設の表姫路市の項中

「

医療法人 恵風会 高岡病院	同 市西今宿5丁目3-8
---------------	--------------

」

を

「

医療法人 恵風会 高岡病院	同 市西今宿5丁目3-8
医療法人山伍会 播磨大塩病院	同 市大塩町1096

」

に改める。

2 老人ホームの表神戸市の項中

「

医療法人社団 甲有会 複合施設 アルテ石屋川	同 市東灘区御影塚町1丁目10-13
---------------------------	--------------------

」

を

「

医療法人社団 甲有会 複合施設 アルテ石屋川	同 市東灘区御影塚町1丁目10-13
社会福祉法人こすもす ケアハウス こすもぴあ	同 市東灘区魚崎南町4丁目13-11
社会福祉法人 協同の苑 特別養護 老人ホーム 協同の苑六甲アイランド にじの家	同 市東灘区向洋町中3丁目2-6

」

に改め、

「

エレガーノ摩耶	同 市灘区摩耶海岸通1丁目3-10
---------	-------------------

」

を

「

エレガーノ摩耶	同 市灘区摩耶海岸通1丁目3-10
コンフォートヒルズ六甲	同 市灘区篠原北町3丁目11-14

」

に改め、  
「

介護付有料老人ホーム 美波ホール	同 市垂水区塩屋町6丁目36-19
------------------	-------------------

を  
「

介護付有料老人ホーム 美波ホール	同 市垂水区塩屋町6丁目36-19
アミーユ南多聞台	同 市垂水区南多聞台4丁目7-1

に改め、  
「

介護付有料老人ホーム ほっと倶楽部	同 市西区伊川谷町別府719-1
-------------------	------------------

を  
「

介護付有料老人ホーム ほっと倶楽部	同 市西区伊川谷町別府719-1
社会福祉法人 大慈厚生事業会 ケアハウス 大慈	同 市西区櫛谷町長谷83-6

に改め、同表姫路市の項中

「

特別養護老人ホーム 星陽	同 市別所町別所1131
--------------	--------------

を  
「

特別養護老人ホーム 星陽	同 市別所町別所1131
ユニット型老人ホーム サンライフ ひろみね	同 市広峰1丁目4-55
第二姫路・勝原ホーム	同 市勝原区下太田201

に改め、同表加古川市の項中

「

特別養護老人ホーム 万亀園	同 市野口町水足262-18
---------------	----------------

を  
「

特別養護老人ホーム 万亀園	同 市野口町水足107-1
---------------	---------------

に改める。

3 身体障害者支援施設及び保護施設の表神戸市の項中

「

兵庫県立総合リハビリテーションセンター 身体障害者授産施設	同 市西区曙町1070
-------------------------------	-------------

を  
「

兵庫県社会福祉事業団 総合リハビリテーションセンター 障害者支援施設 自立生活訓練センター	同 市西区曙町1070
---	-------------

兵庫県社会福祉事業団 総合リハビリテーションセンター 障害者支援施設 自立生活訓練センター	同 市西区曙町1070
---	-------------

に改める。

労 働 委 員 会 公 告

兵庫県労働委員会あっせん員候補者の氏名、履歴等

労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第4条及び労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定により、平成21年8月3日現在における兵庫県労働委員会あっせん員候補者の氏名、履歴等を次のとおり公告する。

平成21年8月18日

兵庫県労働委員会  
会長 滝澤 功治

氏 名	履 歴	委嘱年月日
大内 伸哉	兵庫県労働委員会公益委員 神戸大学大学院法学研究科教授	平成19年8月2日
小原 健男	兵庫県労働委員会公益委員 (前) (社) 兵庫県シルバー人材センター協会参与	平成21年8月3日
川久保 美智子	兵庫県労働委員会公益委員 関西学院大学社会学部教授	平成20年5月8日
滝澤 功治	兵庫県労働委員会公益委員 (会長) 弁護士	平成9年7月2日
畑 喜春	兵庫県労働委員会公益委員 (前) 日本赤十字社兵庫県支部事務局長	平成19年8月2日
正木 靖子	兵庫県労働委員会公益委員 (会長代理) 弁護士	平成13年7月9日
米田 耕士	兵庫県労働委員会公益委員 弁護士	平成19年8月2日
大森 唯行	兵庫県労働委員会労働者委員 新日本製鉄広畑労働組合組合長	平成15年7月22日
栗山 重治	兵庫県労働委員会労働者委員 神姫バス労働組合執行委員長	平成21年8月3日
白田 春雄	兵庫県労働委員会労働者委員 三菱重工労働組合高砂製作所支部執行委員長	平成18年3月16日

高 西 太 郎	兵庫県労働委員会労働者委員 関西電力労働組合兵庫地区本部執行委員長	平成17年7月28日
辻 芳 治	兵庫県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会兵庫県連合会事務局長	平成19年8月2日
宮 内 博 文	兵庫県労働委員会労働者委員 オークラ輸送機労働組合顧問	平成21年8月3日
村 上 昇	兵庫県労働委員会労働者委員 UIゼンセン同盟兵庫県支部支部長	平成15年7月22日
熊 谷 昌 之	兵庫県労働委員会使用者委員 兵庫県経営者協会専務理事	平成19年8月2日
佐 野 喜 之	兵庫県労働委員会使用者委員 セイコー化工機株式会社代表取締役社長	同 上
塚 本 晴 之	兵庫県労働委員会使用者委員 六甲フーズ株式会社代表取締役社長	平成13年7月9日
藤 川 泰 延	兵庫県労働委員会使用者委員 株式会社神戸製鋼所顧問	平成21年8月3日
前 田 正 則	兵庫県労働委員会使用者委員 西芝電機株式会社特別顧問	平成19年8月2日
村 元 四 郎	兵庫県労働委員会使用者委員 株式会社村元工作所取締役	平成21年8月3日
和 田 要	兵庫県労働委員会使用者委員 株式会社六甲商会代表取締役社長	平成15年7月22日
島 本 健 二	(前) 兵庫県労働委員会公益委員	同 上
下 崎 千 代 子	同 上	平成17年7月28日
柳 田 忠	(前) 兵庫県労働委員会労働者委員	平成13年7月9日
和 田 利 重	同 上	平成19年8月2日
高 田 裕 士	(前) 兵庫県労働委員会使用者委員	平成7年6月23日
南 光 正 敬	同 上	平成9年7月2日
小 南 秀 夫	兵庫県労働委員会事務局長	平成19年4月5日
野 田 哲 也	兵庫県労働委員会事務局総務調整課長	平成21年4月2日

小 前 裕 一	兵庫県労働委員会事務局審査課長	平成19年 4月 5日
---------	-----------------	-------------

**教 育 委 員 会 告 示**

**兵庫県教育委員会告示第5号**

博物館法（昭和26年法律第285号）第13条の規定により、次のとおり博物館の登録事項を変更した。

平成21年 8月18日

兵庫県教育委員会  
委員長 上 羽 慶 市

登 録 変 更 年 月 日	平成21年 8月18日	
登 録 番 号	第 7 号	
設置者の名称及び施設の名称	財団法人 香雪美術館	
設置者の住所及び 施設の所在地	変更後	神戸市東灘区御影郡家 2丁目12番 1号
	変更前	神戸市東灘区御影町郡家字石野285番地
備 考	種別 美術博物館	

**正 誤**

○平成20年10月 7日付け（兵庫県公報号外）

附属機関設置条例及び兵庫県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例(平成20年兵庫県条例第46号) 中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
6	下から14	「保健、医療又は」を加え、同条に次の1項を加える。	「保健、医療又は」を加え、同条第2項中「2年」を「3年」に改め、同条に次の1項を加える。



○平成21年 5月29日付け（兵庫県公報第2085号）

兵庫県告示第666号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
12	下から 4	895番、52番から892番に至る地先の道路敷	895番、19番 1 から19番 3 に至る地先の無番地、52番から892番に至る地先の道路敷